

別表（別記 3 関係）

種目		対象者	性能	基準額	耐用年数	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）で、原則として学齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000 円	8 年	
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級の障害者（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止する機能を有するもの。	19,600 円	5 年	
		重度又は最重度の知的障害児で、原則として 3 歳以上				
		下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児で、原則として 3 歳以上				
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級の障害者等で、原則として学齢児以上（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000 円	5 年	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者等で、原則として 3 歳以上（入浴に介助を要する者に限る。）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400 円	5 年	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者等で、原則として学齢児以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000 円	5 年	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者等で、原則として 3 歳以上	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年	
訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児で、原則として 3 歳以上	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5 年		
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、原則として学齢児以上	腕又は脚の訓練できる器具を備えたもの。	159,200 円	8 年		
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害の障害者等で、入浴に介助を要する者で、原則として 3 歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8 年	

具	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 円	8 年	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の障害者等 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者等・精神障害者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。 A スポンジ、革を主材料に製作されたもの B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの	A 15,656 円 B 37,852 円	3 年	価格は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の 80 パーセントの範囲内の額とすること。
	T 字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の障害者等	主体が木材（十分な強度を有するもの）であって、外装がニス塗装であるもの。 主体が軽金属であって、外装に塗装がないもの。	2,310 円 3,150 円	3 年	夜光材付とした場合は 430 円、全面夜光材付とした場合は 1,260 円を加算する。 価格は 1 本当たりとする。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、273 円を加算すること。
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の障害者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として 3 歳以上	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8 年	
	特殊便器	上肢障害 2 級以上の障害者等で、原則として学齢児以上 重度又は最重度の知的障害の障害者等で、訓練を行っ	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取	151,200 円	8 年	

		ても自力での排便後の処理が困難な者で、原則として学齢児以上	替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。			
	火災警報器	障害等級２級以上の障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 重度又は最重度の知的障害の障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500 円	8 年	1 世帯につき、2 台までに限る。
	自動消火器	障害等級２級以上の障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 重度又は最重度の知的障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの。	28,700 円	8 年	
	電磁調理器	視覚障害２級以上の障害者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 重度又は最重度の知的障害者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの。	41,000 円	6 年	
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上	電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	7,000 円	10 年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400 円	10 年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の障害者等で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、原則として３歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもので、持ち運び可能であるもの。	51,500 円	5 年	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者等であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上	障害者等が容易に使用し得るもの。	36,000 円	5 年	
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者等で	障害者等が容易に使用し得るもの。	56,400 円	5 年	

		あって必要と認められるもので、原則として学齢児以上				
	酸素ボンベ運搬車	呼吸機能障害の障害者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者等が容易に使用し得るもの。	17,000 円	1 0 年	
	正弦波インバーター発電機	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者等であって、在宅で常時人工呼吸器を使用している者（入院中の者を除く。）	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、障害者等が容易に使用し得るもの。	120,000 円	1 0 年	
	ポータブル電源（蓄電池）		蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、障害者等が容易に使用し得るもの。	65,000 円	5 年	
	D C / A C インバーター（カーインバーター）		自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に変換する装置で、障害者等が容易に使用し得るもの。	45,000 円	5 年	
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の障害者等で、原則として学齢児以上	検温結果を、音声により伝える機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	9,000 円	1 0 年	
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の障害者	計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接接触れることができる機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	18,000 円	5 年	
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害 3 級以上の障害者等で、医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器を常時使用している者（入院中の者を除く。）	障害者等が容易に使用し得るもの。	42,000 円	5 年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由障害者等であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの。	98,800 円	5 年	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害の障害者等で、原則として学齢児以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト（パソコン本体を除く。）	100,000 円	5 年	
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則とし	文字等のコンピュータの画面情報を点字等に	383,500 円	6 年	

		て視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害者であって、必要と認められる者	より示すことのできるもの。			
点字器		視覚障害者	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 A 32マス4行、片面書アルミ製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	A 10,712円 B 6,798円 A 7,416円 B 1,699円	7年 5年	
点字タイプライター		視覚障害２級以上の障害者等（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	点字の六点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	63,100円	5年	
視覚障害者用録音再生機	録音再生機	視覚障害２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デージー方式による録音又は再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの。	85,000円	6年	
ポータブルレコーダー	再生専用機			35,000円	6年	
視覚障害者用活字文書読上げ装置		視覚障害２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	99,800円	6年	
視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー		視覚障害２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上	点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ＩＣタグその他の集積識別情報と音声データを関連づけ、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	59,800円	6年	
視覚障害者用読書器		視覚障害者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上	画像入力装置により、読みたいもの（印刷物等）を拡大表示又は読み上げるもの。	239,000円	8年	
視覚障害者用触読式	触読式	視覚障害２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上	障害者等が容易に使用し得るもの。	10,300円	10年	

	時計	音声式	視覚障害２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上で、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者。		13,300 円	10 年	
	聴覚障害者用通信装置		聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの。	71,000 円	5 年	
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者等であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	88,900 円	6 年	
	視覚障害者用地デジ放送対応ラジオ		視覚障害２級以上の障害者等で、原則として学齢児以上	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信できるもの。	29,000 円	6 年	
	人工内耳用音声信号処理装置		聴覚障害者であって、現に人工内耳を装用している者（ただし、医療保険が適用される場合を除く。）	人工内耳用の音声信号処理装置（スピーチプロセッサ）で、障害者等が容易に使用できるもの。	200,000 円	5 年	現に使用している装置が、装用後５年を経過していること。
	人工喉頭	笛式	音声機能障害者等であって、喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール管等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	5,150 円	4 年	気管カニューレ付とした場合は 3,193 円増しとすること。
		電動式		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	72,203 円	5 年	価格は電池又は充電器を含むものであること。
	点字図書		主に、点字により情報を入力している視覚障害者等	点字により作成された図書。	別に定める。	—	
排泄管理支援	ストーマ装具	ストーマ用品（消化器系）	膀胱又は直腸機能障害者等で、ストーマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	8,858 円	—	価格は１か所当たりの皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを

用具	スト ーマ 用品 (尿 路 系)		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用キャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	11,639 円	—	含む月額であること。
	洗腸 用具		洗腸装具	17,716 円	6 か 月	
紙お むつ 等	紙お むつ	3 歳以上であって、次の何れかに該当する者とする。 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。	紙おむつ	12,000 円	—	価格は月額であること。
	サ ラ シ ガ ー ゼ 脱 脂 綿		サ ラ シ 、 ガ ー ゼ 、 脱 脂 綿	12,000 円	—	
収尿 器	男 性 用	下肢・体幹機能障害で、排尿障害（特に失禁）のある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋 導尿ゴム管付	A 7,931 円 B 5,871 円	1 年	簡易型は採尿袋 20 枚を 1 組とする。
	女 性 用			A 14,802 円 B 6,077 円		
住 宅 改 修 費	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級 3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者）	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	別に定める。		

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 同程度の身体障害者とは、医師の意見書によるものとする。
- 4 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に視覚障害者用テープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。